

# 平成 23 年度第 2 回南丹市防災会議 議 事 録

期 日 平成 2 4 年 2 月 2 0 日  
午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分

場 所 南丹市役所 3 0 1 会議室

## 平成23年度第2回南丹市防災会議

日 時 平成24年2月20日（月） 午前10時～午前11時30分

場 所 南丹市役所301会議室

出席委員 別紙のとおり

説明員 阪口 一雄 総務部総務課長  
(兼事務局) 藤林 裕 総務部総務課消防防災係長  
石崎 浩樹 総務部総務課主事  
國府諭史朗 市民福祉部社会福祉課長  
藤田 武久 市民福祉部社会福祉課主事

- 次 第
1. 開会
  2. 会長あいさつ
  3. 委員紹介
  4. 議 題
    - (1) 南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）について
    - (2) 南丹市原子力災害住民避難計画（案）について
    - (3) 南丹市災害時要援護者避難支援プラン（案）について
  5. 報告事項
    - (1) 京都府平成24年度当初予算案主要事項説明
  6. 閉会

(別紙)

平成23年度第2回南丹市防災会議 出席者

(敬称略)

委員区分	機関等の名称	役職名	委員名	出欠状況
会長	南丹市	市長	佐々木 稔 納	○
1号 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者				
1	近畿農政局生産部生産技術環境課	課長	安 久 和 宏	○
2号 京都府の知事部局の職員のうちから市長が任命する者				
2	京都府南丹広域振興局企画総務部	部長	上 條 正 和	○
3	京都府南丹広域振興局建設部(京都府南丹土木事務所)	部長(所長)	川 嶋 淳 一	○
4	京都府南丹広域振興局健康福祉部(京都府南丹保健所)	部長(所長)	繁 田 正 子	代理
3号 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者				
5	京都府南丹警察署	署長	松 岡 英 人	代理
4号 市長がその部内の職員のうちから指名する者				
6	南丹市	副市長	松 田 清 孝	欠席
7	南丹市	総務部長	上 原 文 和	○
8	南丹市	企画政策部長	伊 藤 泰 行	○
9	南丹市	市民福祉部長	山 内 晴 貴	○
10	南丹市	農林商工部長	神 田 衛	○
11	南丹市	土木建築部長	井 上 修 男	○
12	南丹市	上下水道部長	永 塚 則 昭	○
13	南丹市	会計管理者	東 野 裕 和	○
14	南丹市	議会事務局長	勝 山 秀 良	欠席
15	南丹市	八木支所長	川 勝 芳 憲	○
16	南丹市	日吉支所長	榎 本 泰 文	○
17	南丹市	美山支所長	小 島 和 幸	代理
5号 教育委員会のうちから市長が任命する者				
18	京都府南丹教育局	局長	田 中 鉄 郎	代理
19	南丹市教育委員会	教育長	森 榮 一	○
20	南丹市教育委員会	教育次長	大 野 光 博	○
6号 消防団関係者のうちから市長が任命する者				
21	南丹市消防団	団長	益 田 武 彦	○
22	南丹市消防団	副団長兼園部支団長	野々口 志 朗	○
23	南丹市消防団	副団長兼八木支団長	森 山 悟 志	欠席
24	南丹市消防団	副団長兼日吉支団長	小 林 敏 雄	○
25	南丹市消防団	副団長兼美山支団長	武 田 太	○
7号 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (任期2年)				
26	西日本電信電話株式会社京都支店	設備部長	中 澤 輝 仁	代理
27	西日本旅客鉄道株式会社園部駅	駅長	岩 森 正 宏	欠席
28	関西電力株式会社京都営業所	所長	田 村 和 也	○
29	郵便局株式会社園部郵便局	局長	榮 元 次 郎	○
30	独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所	所長	小笠原 幹 生	○
31	公立南丹病院	院長	梶 田 芳 弘	代理
32	京都農業協同組合園部支店	支店長	樋 口 透	○
8号 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者				
33	陸上自衛隊福知山駐屯地第7普通科連隊	第3中隊長	西 田 喜 一	○
34	京都中部広域消防組合園部消防署	署長	西 田 均	○
35	社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会	会長	田 中 博	○
36	南丹市小学校校長会	代表	稲 元 幹 生	○
37	南丹市中学校校長会	代表	中 藤 昌 明	○

《 会 議 録 》

発言者	内 容
事務局 (阪口課長)	<p>委員の皆様には、大変ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成23年度第2回南丹市防災会議を開催させていただきます。</p> <p>私、本日司会進行を努めさせていただきます南丹市総務課長の阪口でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、お手元に配布の次第により、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして南丹市防災会議の会長であります、佐々木市長からご挨拶を申し上げます。</p>
佐々木市長 (会長)	<p>南丹市防災会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>晩冬寒さ厳しい日が続くなか、委員の皆様方におかれましては、公私ご多忙の中、お繰り合わせの上、南丹市防災会議にご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。心からお礼申しあげます。</p> <p>日ごろは、それぞれのお立場で南丹市の安心安全のまちづくりため、ご理解・ご協力、あわせてご尽力賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、昨年発生した東日本大震災から間もなく一年が経過しようとしております。</p> <p>戦後我が国が経験をしたことがない未曾有の大災害からの復旧、復興へと、官民間わず全国から被災地に手が差し伸べられ、少しずつではありますが、進められております。</p> <p>ただ、被災地の生活基盤の再建問題や原子力災害による避難生活を余儀なくされ、ふるさとに未だ帰れない被災者がおられることも、また事実であり、国の積極的復興支援はもちろん、都道府県や私ども地方自治体も、今後とも息の長い支援策を検討していかなければならないと思っております。</p> <p>この東日本大震災は、従来の想定された防災対策の不十分さを教訓として残しました。</p> <p>特に地震、津波はもちろん、原子力災害に対して、安全神話は完全に崩壊し、全国の各原子力発電所の周辺自治体到大</p>

発言者	内 容
事務局	<p>きな課題を投げかけています。</p> <p>南丹市におきましても、福島第一原子力発電所の事故により、町すべてが避難されている福島県浪江町への職員派遣を、当面年度末まで支援していくこととしており、併せて京都府において見直しをされた地域防災計画の原子力防災対策の暫定計画に伴い、本日もご提案申し上げている「南丹地域防災計画(原子力防災対策編)暫定計画」(案)及び「南丹市原子力災害住民避難計画」(案)について、ご参集の各関係機関の皆様と相互に研鑽を高め、有事の際における実効性のある計画として策定し、市民の皆様の不安等を払拭する所存でございます。</p> <p>今後におきましても、各関係機関のご協力等をお願いしたいと存じます。</p> <p>市民の防災意識が高まっているこの時期、市といたしましても、災害に対し迅速に対応し、市民の生命を災害から守る観点から、お集まりいただいた各関係機関の委員の皆様と連携・協調し、防災対策を図っていきたく存じますので、本市の「安心安全のまちづくり」のため、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただきますよう心からお願い申し上げます。開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、各機関・団体の人事異動等に伴いまして、一部委員の交代がございましたので、交代されました委員のご紹介をさせていただきます。</p> <p>南丹市防災会議条例第3条第5項第1号に基づき、参画をお願いしております</p> <p style="padding-left: 40px;">近畿農政局生産部生産技術環境課 課長 安久 和宏 様。</p> <p>続きまして、南丹市防災会議条例第3条第5項第7号に基づき、参画をお願いしております</p> <p style="padding-left: 40px;">西日本電信電話株式会社京都支店 設備部長 中澤 輝仁 様。</p> <p>本日は、代理で辻井様にご出席いただいております。</p>

発言者	内 容
	<p>関西電力株式会社京都営業所 所長 田村 和也 様。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、本日欠席させていただいております、南丹市松田副市長につきましては、東日本大震災被災地へ消防車両等を寄贈した、全国120の団体へ消防庁長官感謝状が交付されることとなり、宮城県亘理町、東松山市にそれぞれ消防車を寄贈した南丹市がその代表受領団体として急遽決定し、本日はその授章式に出席のため、本会議を欠席させていただいております。</p> <p>続きまして、本日、出席をさせていただいております、当会議の事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>私、総務課長の阪口でございます。</p> <p>総務課消防防災係 藤林係長でございます。</p> <p>同じく石崎主事でございます。</p> <p>また、本日は市民福祉部からも出席させていただいており、社会福祉課の国府課長でございます。</p> <p>同じく藤田主事でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>次に議題に係ります、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の次第、そして防災会議委員名簿及び南丹市防災会議条例、会議運営要綱を綴じた参考資料。</p> <p>次に本日の説明資料となっております</p> <p>資料1 「南丹市地域防災計画(原子力防災対策)暫定計画(案)」</p> <p>資料2 「南丹市原子力災害住民避難計画(案)」以上は、お手元のファイルに閉じてございます。</p> <p>資料3 「南丹市災害時要援護者避難支援プラン(案)」</p> <p>資料4 「京都府平成24年度当初予算案主要事項説明」</p> <p>京都府が作成されました、「原子力防災のしおり」。以上でございます。</p> <p>もし資料が不足してありましたらお申し出いただきますようお願ひいたします。ございませんか。</p> <p>それでは、本日の防災会議につきましては、委員38名中、代理出席も含め34名の御出席をいただいております、南丹市防災会議運営要綱第4条第2項の規定に基づき、当会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p>

発言者	内 容
佐々木会長	<p>議長につきましては、要綱第4条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっておりますので、佐々木市長に議長をお願いします。</p> <p>それでは、議事を進めて参ります。</p> <p>まず、議題1 「南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）」について、協議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題 「南丹市地域防災計画(原子力防災対策編)暫定計画（案）について」ご説明申し上げます。</p> <p>ファイル綴じの資料1をご覧ください。</p> <p>南丹市地域防災計画(原子力防災対策編)暫定計画（案）及び同計画（案）の資料編でございます。</p> <p>まず、本地域防災計画は「暫定計画」として、策定いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>「第1章総則 第1節 計画の目的等」でございますが、昨年の3月11日に発生した東日本大震災による、福島第一原子力発電所の事故を受け、京都府はいち早く、国の法整備、防災指針等の見直しを待つことなく、緊急的に取り組まなければならない原子力防災体制に対して、専門家の意見を聞きながら、原子力防災に対する暫定計画を策定され、その対策を重点的に実施すべき地域の範囲を半径10kmから20kmに拡大したことにより、本市の一部がその区域に入りました。</p> <p>また、11月には、国の原子力安全委員会は、いわゆるUPZ区域として、原子力施設から半径30kmの範囲を「緊急時に予防措置を講じる区域」とした提言をされたところです。</p> <p>これらを受け、本市においても、市民の安心安全の確保や不安払拭のため、そして市として原子力防災体制を確立することから、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく、「みなし規定」をとった計画策定であるため、「暫定計画」としております。</p> <p>今後、国の法整備や防災指針等見直しが行われた段階で、計画の適宜見直しを行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、具体的に計画についてのご説明を申し上げます。</p>

発言者	内 容
	<p>計画は、総則、原子力災害予防対策計画、原子力災害応急対策計画、原子力災害復旧対策計画の四つの章から構成しております。</p> <p>まず、総則では、計画策定に至った経過や、市として防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲をあげております。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>第 5 節に記載してございますように、本市においては、高浜・大飯両原子力発電所からそれぞれ 16 ～ 19 km の距離に位置し、市域の 約 37 % にあたる面積が 30 km 圏域に入ることとなります。</p> <p>このため、高浜原子力発電所の対象は、53 集落、4,339 人、1,798 世帯であり、一方、大飯原子力発電所においては、35 集落、2,282 人、910 世帯がその対象となります。</p> <p>原子力災害があった場合は、本市において、まず美山町管内の住民の方々に対する対策が優先されるということになります。</p> <p>9 ページ「第 7 節 防災関係機関の事務、大綱」については、京都府の地域防災計画と整合を図って記述しております。</p> <p>12 ページからは、日頃からの災害に対する備えや整備すべき事項を「第 2 章 原子力災害予防対策計画」としてまとめております。</p> <p>ただし、第 2 節に記載しております関西電力株式会社との高浜・大飯両原子力発電所の「事業者防災業務計画」の意見聴取や防災要員の届出については、現段階では、何ら担保する法的な手続きではなく、関西電力株式会社にもその義務はございません。あくまで市として、現在、舞鶴市や綾部市がその対象となっている同様の取扱いを要望する形の思いであります。</p> <p>本件については、京都府とも調整し、国の法整備や防災指針の新たな取組みを待って、今後、個々具体の協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>20 ページ「第 7 節 避難収容活動体制の整備」については、後ほど市の避難計画を詳細にご説明申し上げます。</p> <p>28 ページ 「第 3 章 原子力災害応急対策計画」につきましては、原子力発電所で重大なトラブルや緊急事態となった場合の対応、対策を記載してございます。</p> <p>国、京都府、関西電力株式会社、その他防災関係機関との連絡調整や役割分担のもと、それぞれが対策をとることとしており、特に本市においては、何より市民の安全確保が最重要業務であり</p>



発言者	内 容
佐々木会長	<p>ます。</p> <p>そのための本市の活動体制を35ページから記載しております。</p> <p>原子力発電所のトラブル、事故などの事象に応じて、南丹市関係部課連絡会議、事故対策本部、災害対策本部とそれぞれ対応していくこととしております。</p> <p>大きくは、43ページの別表4の表でご確認ください。</p> <p>46ページ以降、屋内退避、避難収容等の防護活動や飲料水、飲食物の摂取制限、緊急輸送活動、そして医療活動など、市民を災害から守るための事項を記載しております。</p> <p>56ページからは、第4章 原子力災害復旧対策計画でございます。</p> <p>事故等が終息し、緊急事態が解除された後は、除染作業、風評被害、企業や農林漁業、住民の健康等それぞれ対策を講じるべき事項をまとめてございます。</p> <p>また、別冊に本暫定計画を保管するための資料をまとめて綴じてありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上、簡単ではありますが「南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）について」の説明でございます。</p> <p>なお、本暫定計画につきましては、各委員様をはじめ、各機関の方々に対しては、初めて提案させていただくものであり、本日の会議の時間内で、意見集約などは非常に困難かと存じますので、ご検討いただくため、本日はそれぞれお持ち帰りいただき、緑色の封筒に入れております意見照会にて、修正やご意見がある場合は、後日事務局まで回答いただければと存じます。年度末ご多忙のところ恐縮ですが、併せてよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）について、説明がありました。</p> <p>本案につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>先ほど、事務局の説明でありましたように、本計画案については、本日初めて、委員の皆さまにご覧いただくものであり、それ</p>

発言者	内 容
事務局	<p>それぞれの機関でご確認いただくこともあろうかと存じます。</p> <p>特にご意見、ご質問がなければ、「南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）」につきましては、継続審議として、それぞれご確認いただき、事務局までご意見を賜りたく思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それで、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">==== 「異議なし。」 の声 ====</p> <p>ご異議がないということで、「南丹市地域防災計画（原子力防災対策編）暫定計画（案）」につきまして、それぞれご確認いただき、事務的な調整をいただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、「南丹市原子力災害住民避難計画（案）」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>それでは続きまして、資料２ 「南丹市原子力災害住民避難計画（案）について」 ご説明申し上げます。</p> <p>先ほどご説明申し上げました暫定計画とリンクする計画であり、原子力災害が発生した際、市民に対して避難行動を促し、更に市として初動期の災害対策の基本的事項を、まとめております。</p> <p>計画書３ページをご覧ください。</p> <p>避難計画の「基本的事項」</p> <p>「２ 避難に当たっての基本的考え方」を大きく４項目としております。</p> <p>避難の対象となる原子力施設である福井県の高浜・大飯の原子力発電所から概ね半径３０ｋｍ圏内の全住民を、南丹市内の公共施設に避難収容することとしております。</p> <p>特に、本計画の運用にあたっては、原子力発電所の事故の状況などに応じて、緊急時のモニタリングや気象状況などを加味し、放射能雲を予測するＳＰＥＥＤＩネットワークシステム情報により、柔軟に対応することとします。</p> <p>「３ 計画運用上の確認」ですが、原子力施設から放射性物質などが異常に放出された事故などの場合、ある一定時間を経た後に「緊急事態」となります。</p>

発言者	内 容
	<p>このことから、原子力発電所での事故報告があれば、モニタリングを実施し、一定レベル以上が観測されたときは、当該地域に「屋内退避」を指示し、その後20km、そして30kmと段階的な避難体制をとることとしています。</p> <p>4ページ、5ページの屋内退避・避難等の指標については、従来から国や京都府から示されている指標に加えて、今回の福島第一原子力発電所の事故により、国から示された、計画的避難区域の設定目安となる年間あたり20ミリシーベルトや、幼児、児童、生徒が校庭・園庭で活動する際に、利用時間の制限を加えるべき目安、1時間あたり3.8マイクロシーベルトにも準拠し、適切に対応することとしています。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>高浜、大飯それぞれの原子力発電所と南丹市の位置関係を示しており、赤い丸が、半径30kmの円でございます。</p> <p>17ページをご覧くださいますと、南丹市の地図にそれぞれの原子力発電所からの距離を示しております。</p> <p>高浜原子力発電所から30kmとなりますと、ほぼ美山町全域が対象となることがご確認いただけたと思います。</p> <p>少し戻りますが、13ページをご覧ください。</p> <p>以上のことから、本計画の避難対象範囲を高浜、大飯両原子力発電所ごとに区分してはおりますが、本市美山町がその対象範囲としております。</p> <p>特に高浜原子力発電所の避難対象では、美山町全域をその対象としています。</p> <p>UPZ区域となる30km圏外の集落、例えば原、あるいは板橋も市の避難計画の対象としておりますので、UPZ対象区域イコール避難対象区域ではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また前段、計画運用上の確認でも申し上げましたが、原子力発電所の事故等の状況により、段階的な避難体制をとることとしておりますので、屋内退避後、時間的経過により、放射線の放出量が増大し、事故の終息が見込めないときは、第一次避難体制として、20km圏の集落の住民の方々を、第二次避難体制として、概ね30km圏の住民の方々に対して、それぞれ避難指示を出すこととしております。</p> <p>18ページからは、避難に関する情報伝達先、方法を記載して</p>

発言者	内 容
	<p>ございます。</p> <p>屋内退避や避難指示など住民の方々に避難行動をとっていただくため、市の災害対策本部から各区長さんや振興会長さんに対して、電話連絡をするとともに、併せて有線テレビや防災行政無線、また市の広報車で周知することとします。</p> <p>また、各施設、機関に対しても同時にお知らせすることとし、多様な連絡方法で、地域が情報共有していただくよう努めることとします。</p> <p>そして実際、避難指示を出した地域に対して、避難をいただくときの避難誘導について、25ページから掲載しております。</p> <p>避難に際しては、集落ごとに緊急集合場所を指定し、そこから災害対策本部が準備するバスで各避難所に輸送することを基本とします。</p> <p>避難先の避難所は、25ページ、26ページに記載していますとおり、集落ごとに園部町、八木町の公共施設を指定しており、避難後であっても、地域のコミュニティをできる限り維持が可能なように考慮しております。</p> <p>次に、避難に係る輸送計画については、市が保有する市営バス、マイクロバス、公用車をはじめ、市内外の民間のバス会社と協定を締結し、一定のバス台数を確保しています。</p> <p>また、輸送経路については、府道園部平屋線を主要経路とし、代替経路として、国道162号や府道綾部宮島線から国道27号経由で輸送することとしています。</p> <p>次に避難指示を出した地域の避難確認について、29ページに記載しております。</p> <p>災害対策本部から現地に職員を派遣するとともに、地元区長さん及び消防団と連携し、各戸の避難確認や安否の確認をするとともに、警察署、消防署と連携し、避難完了確認をすることとしております。</p> <p>次に、災害時要援護者に対する避難支援でございます。</p> <p>この後、説明がございます「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、情報伝達、避難支援体制を構築し、それぞれの要援護者のニーズに合わせた輸送方法、福祉避難所の開設など、対応していくこととしています。</p> <p>また、災害時要援護者施設の避難計画の詳細については、各施設の状況や受け入れ先の調整を考慮し、別途計画を立案すること</p>

発言者	内 容
佐々木会長	<p>とします。</p> <p>避難対象となっている美山町には、二つの保育所と五つの小学校、そして中学校一校と府立北桑田高校美山分校がございます。</p> <p>34ページから記載しているとおり、在校園中に原子力災害が発生したときは、災害対策本部から避難行動について指示をすることとします。</p> <p>なお、原子力発電所の事故の状況により、影響の度合いに応じた避難行動が求められるため、段階的な対応を35ページに記載しております。</p> <p>36ページでは、今回の福島第一原子力発電所の事故の影響で見られるように、避難生活が長期に及ぶ場合は、避難に対する負担軽減を図るため、公営住宅の空き部屋状況、民間住宅の賃貸等の申し出状況を考慮し、仮設住宅を園部町、八木町の公園に建設することも検討することとします。</p> <p>37ページには、医療体制について記述しております。</p> <p>現在、京都府において緊急被ばく医療マニュアルの作成が進められており、南丹市においても、それに沿った形で対応することとします。</p> <p>避難された住民に対して、京都府南丹保健所と連携し、救護所を設置し、スクリーニング、簡易な除染や行動調査、また放射性物質による汚染の有無を調査し、必要に応じて南丹管内で初期被ばく医療機関に指定されている公立南丹病院をはじめとした、4医療機関に搬送することとします。</p> <p>また、中長期の避難生活は、環境面や衛生面でも、住民に大きく影響を及ぼすことが考えられることから、船井医師会の協力を得て、避難所の巡回検診や保健師による健康管理を行うこととします。</p> <p>最後に、9項目目は、市災害対策本部の避難誘導體制でございます。</p> <p>市においても、関係機関と十分な連携を図り、住民の方々に安全かつ安心して避難いただくために、災害対策本部としての機能が発揮できるよう、体制の確立に努めてまいります。</p> <p>以上、「南丹市原子力災害住民避難計画（案）」につきまして、簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から原子力災害住民避難計画（案）について</p>

発言者	内 容
<p>事務局 (國府課長)</p>	<p>、説明がありました。</p> <p>本案につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>特に、この避難計画（案）は、地域防災計画とリンクする計画でございます。</p> <p>本案につきましても、地域防災計画と同様、各機関でご確認いただく時間をもって、次回の会議まで継続した審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>以上、特になければ「南丹市原子力災害住民避難計画（案）」につきましても、説明いたしました内容を踏まえ、今後詳細を詰めていくということで、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">==== 「異議なし。」 の声 ====</p> <p>ご異議がないということで、各機関のみなさんとそれぞれ調整をさせていただくことにさせていただきます。</p> <p>年度末ご多忙の中ではございますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「南丹市災害時要援護者避難支援プラン（案）」について、を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>失礼します。担当の社会福祉課課長の国府でございます。</p> <p>それでは、南丹市災害時要援護者避難支援プラン（案）について説明させていただきます。</p> <p>まず、本プランでございますが、平成16年10月に発生した新潟県中越地震などにおいて、被災者に占める高齢者の割合が高かったことから、国が、「要援護者の避難支援に関するガイドライン」を作成し、このガイドラインを踏まえた計画策定を市町村に要請してきたものであり、本市においても、南丹市地域防災計画のなかで、一般計画編第2章第23節及び第3章第31節の「災害時要援護者及び外国人に係る対策計画」を定め、また、平成22年2月に南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱を定めて対応してきたところです。しかしながら、3. 11の東日本</p>

発言者	内 容
	<p>大震災等を踏まえ、より詳細な計画を定めていく必要があることから、今年度、本プラン策定を進めてまいりました。</p> <p>本プラン案については、今年度、高齢者や障害者団体、福祉関係者に意見聴取をさせていただき、また、先般開催した南丹市地域福祉計画推進委員会でも意見聴取をさせていただきました。併せて、現在、ホームページ上でパブリックコメントを実施し、市民の皆さんの意見を求めているところですが、今回、本プラン案を防災会議で協議いただき、それらを踏まえ最終案を次回の防災会議で決定いただければと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、本プラン案につきましては、事前に委員の皆様にはお送りさせていただいておりましたが、お手元にお配りさせていただきました資料につきましては、先の南丹市地域福祉計画推進委員会での意見を踏まえ一部赤字で変更させていただいております。こちらのプラン案をもとに内容の説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の資料、プラン案の表紙の裏面の目次をご覧ください。本プランの構成でございますが、7つの章と資料編で構成しております。第1章の本プランの基本的な考え方から始まり、それぞれの関係機関の平常時と災害時の役割、つづいて、平常時の対応策である要援護者情報の把握・共有及び個別計画の作成となっております。そのあと災害時の対応策である情報伝達体制、避難誘導・安否確認体制の整備、避難所等における支援体制についてという流れになっています。</p> <p>まず、はじめに、1ページ目からの第1章をご覧ください。本章では、本プランの基本的な考え方を示しています。趣旨として、本プラン作成における背景と目的を記載しています。近年、東日本大震災をはじめとする大規模災害が発生しているなか、日ごろの防災対策が不可欠となっていることを背景に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的として本プランを作成することとしています。</p> <p>次に、本プランにおいて、「自助・共助・公助」の関係と役割を明らかにしつつ、要援護者の総合的な支援対策を講ずるため、また個別計画作成の指針として、本プランを作成することとしています。</p> <p>つづいて2ページ目は、本プランの位置付けとなっており、「南丹市地域防災計画」ならびに「南丹市地域福祉計画」において位置付けされていることを記載しています。</p>

発言者	内 容
	<p>つづいて3ページ目は、本プランの対象となる要援護者について記載しており、ア～クの方を対象者としています。</p> <p>つづきまして、4ページ目からの第2章をご覧ください。本章では、関係機関等における役割を示しています。</p> <p>はじめに、推進体制として、行政を中心とした推進体制について記載しており、福祉担当課と防災担当課で構成する要援護者班を設置し、関係機関と連携しながら要援護者の避難支援対策を推進していくこととしています。また、要援護者班の位置づけ、構成、業務について示しています。業務としては、平常時は要援護者情報の共有化、個別計画の策定、防災訓練の計画・実施等としています。災害時は避難準備情報等伝達業務、安否確認・避難状況の把握、避難所運営委員会等との連携としています。5ページには平常時と災害時の推進体制を図式化しています。</p> <p>つづきまして、6ページですが、関係機関の役割として、平常時と災害時における各関係機関の役割を示しています。関係機関としては、行政として市福祉担当課、防災担当課、保健担当課、地域包括支援センター、地域として、区・自治会、消防団、自主防災組織、民生児童委員、関係機関として、社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、消防署、避難所施設、医療機関、保健所、児童相談所をあげています。</p> <p>つづきまして、10ページからの第3章をご覧ください。本章では、要援護者情報の把握・共有について示しています。こちらについては、市において「南丹市災害時要援護者支援台帳整備事業実施要綱」に基づき、すでに事業実施しているもので、要援護者ご本人による手挙げ方式と民生児童委員さん等のご協力によります同意方式により情報収集に取り組んでいます。その情報に基づき、市で作成した要援護者台帳及び自宅を示した地図を関係機関に配付して情報共有を図っています。本事業の目的、台帳の登録対象者、登録方法、台帳の提供・管理、台帳の取扱い等について示しています。</p> <p>つづきまして、13ページからの第4章をご覧ください。本章では災害時要援護者の個別計画の作成について示しています。災害時要援護者の方については、避難行動に時間を要するなど安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要しますので、誰が支援し、どこの避難所にどんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。それらについて個々人について定めたものがこの個別計画となります。</p> <p>ここでは、内容としては、個別計画の作成、地域支援者の定め</p>



発言者	内 容
	<p>方、個別計画の共有、管理について記載しております。</p> <p>まず、個別計画の作成では、地域で支援していただける方を選定していただくことが大変、重要となりますので、現在、共有しています要援護者支援台帳に基づき、地域が主体となって作成していただくこととしています。また、個別計画書に記載される内容を示しており、計画書の様式については、27ページのことを考えています。</p> <p>つづいて、地域支援者の定め方を記載しています。地域支援者とは、個別計画で定める方であり、個別計画登録者を普段から見守ったり、災害に関する情報伝達や避難所まで一緒に避難を行う方たちで、隣近所の方などできるだけ身近な方たちが望ましいとしています。選定については、登録者本人が選定することとしますが、本人による選定ができないときは、地域の方々の協力により選定していただくこととしています。なお、地域支援者は複数の方を選定することとしています。</p> <p>つづいて、個別計画の共有、管理についてですが、個別計画書については、原本は社会福祉課で保管し、副本は要援護者、地域支援者、そして、要援護者台帳を共有している関係機関としています。また、個別計画の適正管理について記載しています。</p> <p>つづきまして、16ページからの第5章をご覧ください。本章では、情報伝達体制について示しています。</p> <p>まず、避難情報の種類について記載しています。特に避難準備情報については、災害時要援護者等が避難行動を開始しなければならぬ段階を知らせるものであり重要なものとなっています。</p> <p>次に、避難準備情報発表の基準について、市が避難準備情報等を発表するまでについて記載しています。</p> <p>次に、要援護者への情報伝達について記載しています。情報伝達手段については、ア～クのことを考えており、また、避難準備情報等が要援護者等に届くように電話連絡や直接の訪問等の推進について示しています。</p> <p>次の4の項目では、各関係機関への要援護者情報の収集や本プランの必要性について普及を図ること、また、5の項目では、災害時要援護者支援登録者の避難支援訓練を市や地域で実施することとしています。</p> <p>また、18ページには災害時の情報伝達のフロー図を掲載しています。</p> <p>つづきまして、19ページからの第6章をご覧ください。ここでは、避難誘導・安否確認体制の整備について示しています。</p>

発言者	内 容
	<p>まず、避難支援の実施体制として市・地域・社会福祉施設等における避難支援体制を示しています。</p> <p>市の体制としましては、防災部局・福祉部局・交通関係部局の連携のもと、体制を整備することとし、災害時は、福祉部局を中心に、避難支援体制を整えることとしています。また、避難準備情報が発令される段階では、要援護者避難支援の相談窓口を設置することとしています。</p> <p>また、地域における避難支援体制としましては、地域支援者は、個別計画に基づく支援を実施することとしています。また、地域では地域における各種活動を通じて地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。</p> <p>次の、社会福祉施設等では、平常時から要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努めることとしています。</p> <p>つづいて、安否確認体制の整備として、平常時においては、災害時要援護者支援台帳登録者の避難先となり得る場所等を把握しておくことを記載し、災害時として、緊急時には、自治会・区、民生児童委員で保管している「災害時要援護者支援台帳」により地域の関係者と連携して安否確認を行うこととしています。</p> <p>つづいて、20ページでは安否確認情報の収集体制について、個別計画登録者の安否情報を収集する窓口として、市災害対策本部の福祉担当課内に安否情報窓口を設置することとしています。</p> <p>また、地域支援者の方が個別計画登録者の避難情報を得たときは、避難所や市災害対策本部に報告することとしています。</p> <p>また、災害時の対応として、台風・水害等の一般的災害時のときは、市から避難準備情報等が発表・発令されれば、地域の自治会等は個別計画をもとに個別計画登録者・地域支援者へ情報伝達を行うこととしています。浸水等の被害が拡大したときは、台帳登録者の安否確認を行い、市の安否情報対応窓口に連絡することとしています。市の安否情報対応窓口では、地域に被害が発生している場合は、台帳未登録者にたいしても安否確認を行うこととしています。</p> <p>また、震度5強以上の地震災害時は、一般的災害時と同様の対応をし、その上で、住宅等の広範な倒壊や火災の発生に伴い、ライフラインの途絶など都市機能が壊滅的な被害を受けるなど緊急時には、自治会等で保管している台帳を活用し、地域の関係者と協力し、安否確認を行うこととしています。</p> <p>次に、原子力災害時のときには、個々の安否確認を行い、該当の福祉避難所等へ避難いただき支援していくとしています。</p>

発言者	内 容
	<p>つづきまして、21ページからの第7章をご覧ください。本章では避難所等における支援体制について記載しています。</p> <p>まず、避難所等における要援護者の避難支援体制として、相談窓口の設置ということで、要援護者の正確なニーズを迅速に把握するために専門の相談窓口を設け、相談体制を整えることとしています。</p> <p>次に、情報提供については、要援護者への的確な情報提供の必要性和情報提供にあたっては要援護者にあった方法を用いることを示しています。</p> <p>つづいて、福祉避難所の設置については、要援護者のなかで避難所での集団生活が困難である場合は、避難所の教室や保健室等を活用し対応することとしています。</p> <p>次に、福祉サービスの継続については、市は関係機関やサービス事業所と協力し、適切な福祉サービスを確保・継続できるように努めることとしています。</p> <p>つづいて、避難所における要援護者のこころのケアと健康管理を行うこととしています。</p> <p>また、避難所以外の災害時要援護者への支援ということで、要援護者のなかには、自家用車や自宅敷地内で避難生活を送る人がいることも考えられますので、市は所在や現状を把握して、必要な支援を行うこととします。</p> <p>次に、福祉避難所・医療機関等への移送では、市は要援護者の状況によって、福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院対応をすることとしています。</p> <p>つづいて、避難所等における要援護者支援体制については、避難所の開設の周知、市と避難所の運営委員会との連携による要援護者を支援及び支援体制の確認、優先的支援の実施を位置づけています。</p> <p>次に、福祉避難所では、福祉避難所の確保及び福祉避難所の設置と運営訓練の実施そして一般の避難所等からの福祉避難所等への移送手段の整備・確保について記載しています。</p> <p>なお、福祉避難所については現在指定がない状態ですが、24年度に、市内の該当施設が、老人福祉施設、障害者支援施設、病院等40箇所程度あるので、説明や協議を進め、指定を行っていく予定です。</p> <p>それでは、最後に、24ページになりますが、避難所の環境整備については、一般の避難所における要援護者の利用に配慮した施設の環境整備について示しています。</p>

発言者	内 容
佐々木会長	<p>なお、25ページ以降ですが資料編となっています。要援護者支援台帳、個別計画、災害時要援護者の特徴と対応、非常持出品の例、用語の説明を記載しております。</p> <p>時間をとり申し訳ありませんでした。以上、本プラン案の説明とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様より忌憚のないご意見やご提言をいただき、よりよいプランを完成させていただきたく考えておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>ただいま、事務局から災害時要援護者避難支援プラン（案）について、説明がありました。</p> <p>本案につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。</p> <p>南丹市災害時要援護者避難支援プランについては、福祉部局と防災部局が十分連携し、また地域や関係機関との連絡調整を十分密にした中で、円滑な運用を図っていくこととしております。</p> <p>特にご意見、ご質問がなければ「南丹市災害時要援護者避難支援プラン（案）」につきましても、説明いたしました内容を踏まえ、関係機関との意見調整の期間を設け、詳細を詰めていくということですのでよろしいで、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">==== 「異議なし。」 の声 ====</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、地域防災計画同様、各機関でご確認いただく時間をもって、次回の3月29日に予定しております会議まで、継続審議といたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>予定している議事につきましては、以上です。</p> <p>本日本日予定している議事が終了いたしましたので、事務局に進行を移します。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き報告として、京都府南丹広域振興局企画総務部 上</p>

発言者	内 容
京都府 上條部長	<p>條部長様より、「京都府 平成24年度当初予算案 主要事項説明」について、報告をいただきたいと存じます。</p> <p>上條部長様よろしくお願ひいたします。</p> <p>府議会2月定例会に平成24年度予算を提案させていただいた京都府総合防災対策総額約250億円について、概要をご説明します。</p> <p>総合防災対策推進費として、高校、病院、橋梁について、耐震化を促進します。</p> <p>また、放射能安全対策推進事業費として、約5億円。具体的には放射線モニタリングの強化、また緊急連絡網の整備、防災活動資機材の整備、避難用ヨウ素剤の追加整備、また総合防災訓練の実施など、抜本的な強化を図ることとしています。</p> <p>加えて、広域防災活動体制の強化のため、北部、中部、南部の拠点機能を整備するため、機能強化のための備品、ヘリポート機能の整備することとしており、中部は、丹波自然運動公園がその拠点となります。</p> <p>そのほか、防災対策に必要な施策を推進する各種の予算化を図り、府民の安心安全に万全を期すこととしております。</p> <p>お手元に配付されています「原子力防災のしおり」につきましては、1月に作成し、全戸配付をさせていただいており、原子力防災に対して、できるだけわかりやすく解説しております。</p> <p>必要部数のご要望がありましたら、ご連絡ください。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対して、何かご質問ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上を持ちまして本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>なお、既に各委員の皆さまには、資料と同時に第3回防災会議の開催のご案内を配布させていただいておりますが、本日ご提案いたしました原子力防災対策に係る2件の計画及び災害時要援護者避難支援プランの策定のため、年度末大変お忙しいこととは存じますが、3月29日にこの会場で開催させていただきます。</p> <p>それまでの間、短期間で大変申し訳ありませんが、各関係機関</p>

発言者	内 容
	<p>より、計画等に対してのご意見等ございましたらよろしくお願 いいたします。</p> <p>併せまして、お繰り合わせご出席いただきますようよろしくお 願いいたします。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、南丹市の防災行政推進に、 今後ともより一層のご支援、ご協力をいただきますよう よろしくお願ひ申し上げまして、本日の南丹市防災会議を 閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>